

医療安全管理指針

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

千葉愛友会記念病院では、医療安全対策委員会及び、医療安全管理室を設置し、医療安全管理体制を確立するとともに、院内関係者の協議のもとに、独自の医療安全対策マニュアルを作成するインシデント・アクシデント事例及び医療事故の評価分析によりマニュアルなどの定期的な見直しを行い、医療安全管理の強化充実を図る

2. 組織に関する基本的事項

本院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき以下を設置する

●医療安全管理 担当者・責任者

- ①医療安全管理統括責任者 ②医療安全管理対策委員長 ③医療安全管理者
- ④医薬品安全管理責任者 ⑤医療機器安全管理者 ⑥医療機器安全管理者 ⑦医療事務安全担当者
- ⑧医療安全推進者 ⑨医療事故紛争対応責任者 ⑩ふれあい窓口担当者

●委員会及び組織

- ①医療安全管理室 ②医療安全対策委員会 ③リスクマネージャー会議 ④医療安全分科会
- ⑤院内事故調査委員会 ⑥患者相談窓口（ふれあい窓口） ⑦特定看護部会

3. 医療安全管理のための研修に関する基本方針

個々の職員の安全に対する意識を高め倫理意識や安全文化を醸成し、安全に業務を遂行するための能力の向上を図ることを目的として、全職員を対象に行う研修を年2回以上計画的に研修を実施する

4. 医療安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

医療安全を確保するためのシステムの改善や教育・研修の資料とすることを目的とし、報告者は報告により何らかの不利益を受けないことを確認し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定する。これらの対策の実施状況や効果の評価・点検などに活用しうる情報を院内全体から収集することを目的とする

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故発生時には、本院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす救命措置の遂行に支障をきたさない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置その見通し等について、患者本人、家族などに誠意をもって説明するものとする

6. 職員と患者・家族との間の情報の共有に関する基本方針

本指針の内容を含め、職員は患者との情報の共有に努めるとともに、患者および、その家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする

7. 患者からの相談に関する基本方針

院内に患者・家族からの医療に関する相談や意見・要望に応じられる体制を確保するために医事課に患者相談窓口「ふれあい窓口」を常設する

8. その他医療安全推進のために必要な基本方針

本指針の内容については、病院長、医療安全管理室、医療安全管理委員会などを通じて、全職員に周知徹底する

病院長